

# 犬猫の譲渡制度

～譲渡前から譲渡後のフォローまで～

一人ひとりが責任を果たして  
「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現しましょう。

**LIVE TOGETHER**



あなたの  
家族に  
してください



※譲渡犬猫は主に雑種です

## あなたを待っています

**譲渡会**

毎週土曜日

10:00～12:00

13:00～15:30

最後まで責任を持って飼っていた  
ただけの方を対象に無償で譲渡  
しています。

※譲渡会の見学は自由です。



ペットを飼うなら保護犬・保護猫を  
検討してみませんか

動物愛護センターには、いろいろな事  
情や経緯で多くの犬猫が収容されます。  
当センターでは、これら犬猫の飼養管理、  
健康管理、馴化・社会化を行った後、新  
たな飼い主さんへ譲渡しています。

**譲渡前講習会**



毎週土曜日

犬猫の正しい飼い方を学んでいただけます。

| 【犬】            | 【猫】            |
|----------------|----------------|
| 受付 9:30～10:00  | 受付 13:00～13:30 |
| 講習 10:00～11:00 | 講習 13:30～14:30 |

飼い主さんが譲渡動物と幸せに暮らしていけるよう、いろいろなイベントを開催しています。

**パピー&ジュニア犬飼育相談会**



第2土曜日PM

性格に応じてその子に合った方法をお話  
します。生後10か月以内の犬が対象です。

**飼い犬との幸せな暮らし方セミナー**



第1・3土曜日PM

愛犬との関係を深めるために、犬の習性  
などについて、一緒に学びませんか。

**譲渡犬の里帰り**



毎週土曜日PM

愛犬の様子や愛おしい所、ちょっとした  
悩みなどを聞かせてください。

その他、「ペット防災セミナー」、「にゃんこセミナー」なども開催しています。参加を希望される方はお気軽にお問い合わせください。

# 広島県動物愛護センター

〒729-0415 広島県三原市本郷町上北方字用倉山11352番

お問い合わせ

**0848-60-8511**

詳細はコチラ



## 譲渡前講習会

※ 県民の方へ適正飼養について学ぶ機会を広く提供するため、「犬や猫をすぐには飼う予定はないけど勉強をしたい方」、「既に犬を飼われている方」など誰でも受講可能としています。

譲渡希望者には、犬猫の適正飼養に必要な知識を習得するため、譲渡前講習会（無料）を受講していただいています。

### 【譲渡前講習会に必要なもの】

筆記用具

本人確認書類（運転免許証など）

その他

- ・本講習会の受講を希望される方は当日受付で申込みをしてください（事前予約も可能です）
- ・講習開始時刻を過ぎますと、受講できませんのでご注意ください。
- ・講習会終了後、受講者には受講済証（1年間有効）を交付します。
- ・管外（広島市、呉市、福山市及び県外）の方にも広く譲渡しています。興味のある方は譲渡前講習会を受講してください。

## 譲渡会

※ 成犬・成猫はご自宅トライアルが可能です。

※ 当センターのふれあい室や中庭を使って先住犬（猫）とのマッチングを行うことが可能です。

譲渡を受けるためには？

- 1 譲渡対象者基準を満たしているか確認する。
- 2 譲渡前講習会を受講する。
- 3 譲渡会に参加し、希望する犬猫がいれば、譲渡申請及び愛護誓約書（65歳以上の方は同意書も必要です。）を提出する。

この3つのステップをふみ、犬や猫をお家へ迎え入れていただくこととなります。

### 【譲渡会に必要なもの】

譲渡前講習会の受講済証（1年間有効）

本人確認書類（運転免許証など）

犬・猫を連れて帰る容器（キャリーケース）

譲渡された動物の飼育を継続することに関する同意書（65歳以上の飼育希望者）

【譲渡対象者基準】（※この基準を満たされる方に譲渡します。）

ア 動物愛護センターで譲渡前講習会を受講した成人であること。

イ 愛護誓約書の内容を遵守できる者であること。

ウ 飼育にあたり、同居人全員の同意が得られていること。

エ 飼育希望者が65歳以上の場合、飼育ができなくなったときに備え預けられる人を事前に見つけていること。

オ 動物を適正に飼育できる環境であること。

カ 飼育場所が集合住宅あるいは借家の場合、動物の飼育が承認されていること。

キ 現に飼育している犬・猫に関する事項

（ア）他に同種の動物を飼育していない者を優先とする。

（イ）現に犬を飼育している場合には、狂犬病予防法に基づき犬の登録及び狂犬病予防注射を受けていること。また、不妊去勢手術を実施していること。

（ウ）現に猫を飼育している場合には、屋内で飼育していること。また、不妊去勢手術を実施していること。

ク 上記のほか、所長が必要と認める要件を満たしていること。



### 愛護誓約事項の内容（犬）

- ① 狂犬病予防法に基づき、犬の登録を受け、鑑札を犬に着けます。
- ② 犬に狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を犬に着けます。
- ③ 放し飼いはしません。
- ④ 終生、責任と愛情をもって飼育し、絶対に捨てません。
- ⑤ 飼育ができなくなったときに備え、預けられる人などを見つけておきます。
- ⑥ 散歩させるときは引き綱を用い、道路・公園等をふん便で汚しません。
- ⑦ 不妊・去勢手術等を受けさせます。
- ⑧ 名札、マイクロチップ※等により所有者明示を行います。
- ⑨ 犬が人を咬んだときなどは、けが人の治療に責任をもち、必ず、動物愛護センターに届けます。など



### 愛護誓約事項の内容（猫）

- ① 室内で飼い、外に放しません。
- ② 終生、責任と愛情をもって飼育し、絶対に捨てません。
- ③ 飼育ができなくなったときに備え、預けられる人などを見つけておきます。
- ④ 人に迷惑をかけないように飼育します。
- ⑤ 不妊・去勢手術等を受けさせます。
- ⑥ 名札、マイクロチップ※等により所有者明示を行います。など

※ 迷子動物の返還促進のため、当センターでの譲渡時に全ての犬猫にマイクロチップを装着します。マイクロチップの装着は無料ですが、譲渡後に飼い主の方から 指定登録機関 への動物情報の登録手続きをしていただく必要があります。登録時に、手数料を負担していただく必要があります。